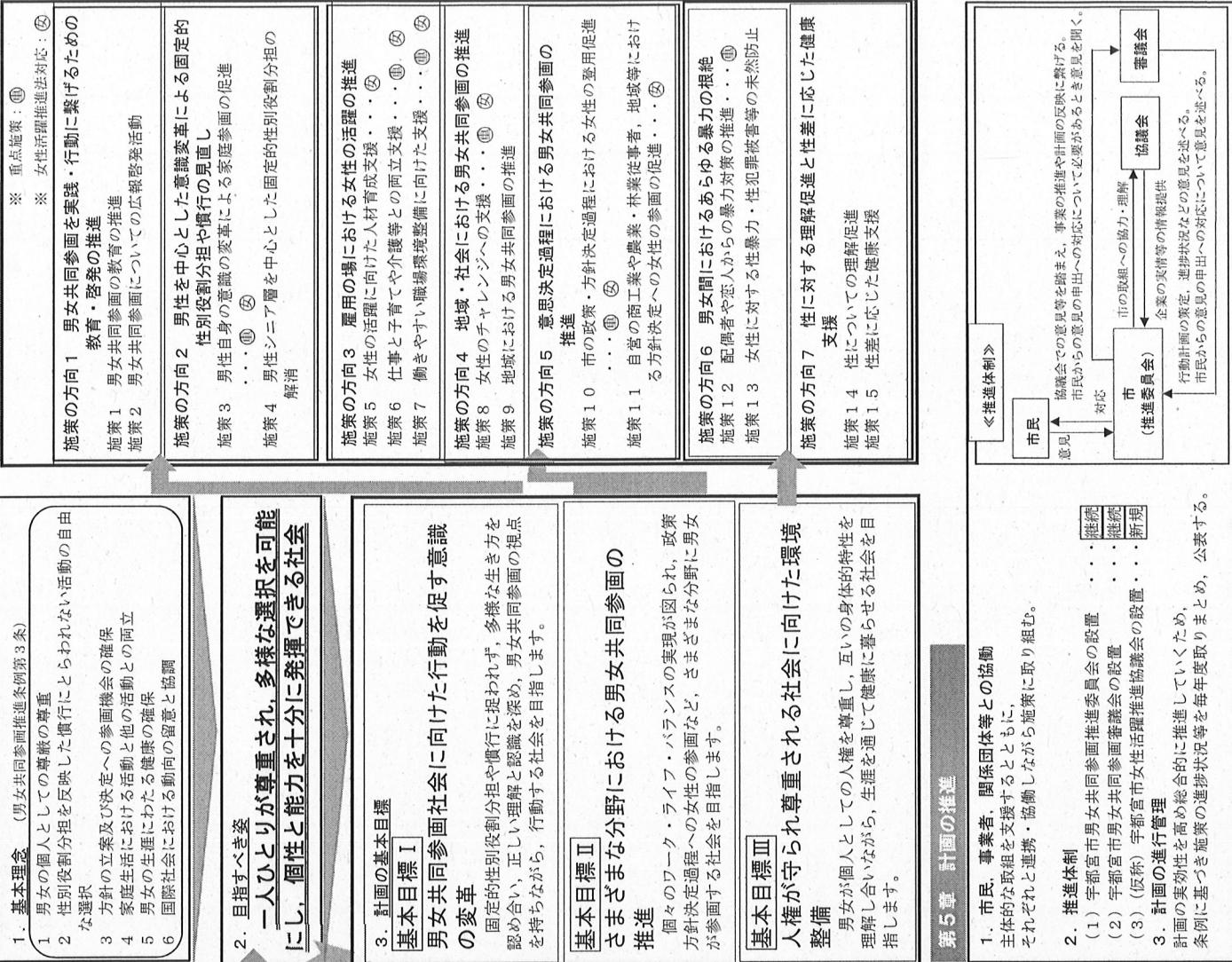


「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」【概要版】

第3章 計画的基本的な考え方

| | |
|-------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨 | 男女の不平等感が縮小されうことや、意匠決定の場における女性の登用率が低いことなど、それらを解消すべき課題に対する取り組みを実現するため、女性の活躍を更に推進することなど、社会的環境の変化や課題に対応するため策定するものや、女性に対する暴力をめぐる状況が多様化していることなど、社会的環境の変化や課題に対応するため策定するもの |
| 2. 計画の位置付け | 男女共同参画社会基本法第14条に規定する計画（努力義務） ・女性活躍推進法第6条に規定する計画（努力義務） ・宇都宮市総合計画 基本計画の分野別計画 ・平成30（2018）年度～平成34（2022）年度までの5年間 |
| 3. 計画の期間 | 平成30（2018）年度～平成34（2022）年度までの5年間 |
| 第2章 計画策定の背景 | <p>1. 男女共同参画を取り巻く社会の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法が完全施行（H28） ・女性の採用・登用・能力開発等のための計画を事業主や地方公共団体に求めている。 ・国「第4次男女共同参画基本計画」が策定（H27）され、女性の活躍を推進するため、男性中心型労働慣習等を変革することが重要であるとともに、男性の働き方等の見直し、女性の働き方等を講じていている。 ・「いわゆるアダルトビデオ出演強制問題」「『IPビジネス』等被害防止月間」（4月）と位置づけ、教育・啓発の強化等について組むこととしている。 <p>2. データ等からみる本市の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口の推移と将来推計人口 ■ 生産年齢人口の推移 328,489人（2015年）⇒238,490人（2050年） ■ 老年人口の推移 11,198人（2015年）⇒167,171人（2050年） ⇒ 女性や高齢者などの多様な主体が経済活動、地域活動に参加できる環境づくり (2) 勤く場における女性の活躍 ■ 女性の年代別労働力率（いわゆるM字カーブ）の状況（20代後半と30代の差） 11.5ポイント（H22）⇒10.7ポイント（H27） ■ 民間企業の女性管理職の登用状況 33.3%（H24）⇒28.2%（H27） ⇒ 女性の職務的な活躍、多様な雇用形態や起業支援、再就業に繋がる学び直しの機会の提供等 (3) さまざまな分野における女性の活躍 ■ 自治会長に占める女性の割合 3.3%（H25）⇒4.6%（H28） ■ 本市職員の管理職に占める女性の割合 6.5%（H23）⇒8.0%（H28） ⇒ 原先した市職員の女性活躍と政策・方針決定の場への女性の参画促進 |

第1章 計画策定にあたって



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（男女共同参画推進条例第3条）

- 1 男女の個人としての尊厳の尊重
- 2 性別役割分担を反映した慣行による固定的な選択
- 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 男女の生涯における健康的な確保
- 6 國際社会における動向の留意と協調

2. 目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、個性と能力を十分に發揮できる社会

施策の方向1 男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

- 施策1 男女共同参画の教育の推進
- 施策2 男女共同参画についての広報啓発活動

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

- 施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進
- 施策4 男性シェア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

施策の方向3 業用の場における女性の活躍の推進

- 施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援
- 施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援
- 施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

- 施策8 女性のチャレンジへの支援
- 施策9 地域における男女共同参画の推進

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

- 施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進
- 施策11 自営の商店や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画の促進

施策の方向6 男女間ににおけるあらゆる暴力の根絶

- 施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進
- 施策13 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

- 施策14 性についての理解促進
- 施策15 性差に応じた健康支援

施策の方向8 さまざまな分野における男女共同参画の推進

- 施策1 個々のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、政策方針決定過程への女性の参画など、さまざまな分野に男女が参画する社会を目指します。

施策の方向9 人権が守られる社会に向けた環境整備

- 施策1 人権が守られる社会に向けた環境整備
- 施策2 男女が個人としての身体的特性を理解し合いながら、生涯を通じて健康に暮らせる社会を目指します。

施策の方向10 計画の推進

- 施策1 1. 市民、事業者、関係団体等との協働
- 施策2 2. 推進体制

- 施策3 3. (仮称) 宇都宮市女性活躍推進協議会の設置
- 施策4 4. 行動計画の策定、地図状況などの意見を述べる。
- 施策5 5. 市民からの意見の申出への対応について意見を聞く。

参考

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」事業一覧

| 事業 | 事業名 | 事業の名称 | |
|---------------------------|---|--|-------------------------------------|
| | | 方向性 | No. |
| 基本目標 | 女性活躍推進室 重点施策 | 施設の名称 | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |
| 施設の方向 | ①男女共同参画の教育の推進 ②男女共同参画についての広報・啓発活動 ③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進 ④男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消 ⑤女性の活躍に向けた人材育成支援 ⑥仕事と子育てや介護等との両立支援 | 方向性 | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |
| 1 男女共同参画社会に向かう行動を図るす意識の変革 | 1 教育・啓発意識を実現・行動に繋げるための固定的性別役割分担や慣行の見直し | 継続 1 小・中・高・大学生等への前講座の実施 継続 2 本市職員への人権研修・ハラスメント防止研修の実施 継続 3 男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施 継続 4 人権教育研修会の実施 継続 5 小学生への男女共同参画の啓発 継続 6 小・中学生へのキャリア教育の実施 新規 7 女子学生へのキャリア教育支援 | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |
| 2 ● ★ | ● | 継続 8 市民への広報・啓発活動の実施 継続 9 市民への男女共同参画の啓発の実施 継続 10 男女共同参画ニュースの発行 継続 11 男女共同参画表現ガイドラインの周知 継続 12 活躍している女性の情報発信 継続 13 親学と子どもの情報発信をつなぐ「」の先実 拡充 14 男性の家庭参画促進講座等の実施 継続 15 ママパパ学級の実施 継続 16 家族経営認定制度促進事業 継続 17 男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施 継続 18 女性のためのキャリアアップ講座等の実施 継続 19 中小企業の一般事業主行動計画策定支援◆ | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |
| 3 ● ★ | ● | 継続 20 一時預かり事業の実施 継続 21 教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保 継続 22 延長保育事業の実施 継続 23 病児保育事業の実施 継続 24 発達支援児保育の推進 継続 25 ファミリーサポートセンター事業の実施 継続 26 宮つ子ステーション事業の先実 拡充 27 仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施 継続 28 結婚活動支援事業の実施 継続 29 介護保険事業の審美的な実施 継続 30 家族介護教室の開催◆ | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |
| 4 ● ★ | ● | 継続 31 男女共同参画事業者表彰(きらり大賞)の実施 新規 32 事業所における従業員の健康づくりの促進 継続 33 勤労者向けWLB啓発セミナーの実施◆ 拡充 34 WLB実践ガイドブックの配布 | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |
| 5 ● ★ | ● | 継続 35 労働環境啓発冊子の作成・配布 継続 36 「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証◆ 継続 37 中小企業の一般事業主行動計画策定支援◆ 新規 38 多様で柔軟な働き方の推進 継続 39 労働相談の実施◆ | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |
| 6 ● ★ | ● | 新規 40 勤労者健全育成事業補助金◆ 41 オフィス系企業立地補助金◆ | ◆ 印は「健続事業」のうち、男女共同参画行動計画に初めて計上された事業 |

| 事業 | | 施 策 | | 事業の名称 | |
|--------------------------|------------------------|------|-------------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 基本目標 | 施策の方向 | 重点施策 | 施策の名称 | 方向性 | No. |
| Ⅰ やがてやがてな分野における男女共同参画の推進 | 4 地域・社会における男女共同参画の推進 | ● ★ | ⑧女性のチャレンジへの支援 | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |
| | | | ⑨地域における男女共同参画の推進 | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |
| | 5 豊富な知識・技術による男女共同参画の推進 | ● ★ | ⑩市の政策・方針決定過程における女性の登用促進 | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |
| | | ★ | ⑪自営の商工業や農業・林業従事者・地域等における決定への女性の参画促進 | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |
| | 6 女性に対する暴力の根絶と未然防止 | ● | ⑫配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画) | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |
| | | | ⑬女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止 | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |
| | 7 性に対する理解促進 | | ⑭性についての理解促進 | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |
| Ⅲ 人権ややがてな社会における男女共同参画の推進 | | | ⑮性差に応じた健康支援 | ◆ 印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業 | |